

## 熱中症特別警戒アラート運用期間中公園を使用する方へ

江東区では、熱中症特別警戒アラート運用期間（令和8年4月22日から令和8年10月21日）中における熱中症特別警戒アラートや東京暑さ情報が発表された場合（翌日の暑さ指数「35」）の主催・後援（共催）の行事・イベントや屋外施設の利用について、基本的な対応方針を策定いたしました。

区立公園及び児童遊園の公園占用（使用）申請期間中に熱中症特別警戒アラートや東京暑さ情報が発表された場合は、極力公園の使用を控えていただくとともに、公園を使用される場合においては、適切な熱中症対策を講じていただくようお願いします。

なお、熱中症特別警戒アラートや東京暑さ情報の発表によりイベントを中止した場合でも、公園占用（使用）料の返還はいたしませんのでご承知おきください。

### ◎ 江東区の熱中症特別警戒アラート運用期間における基本的な対応方針



### ◎ 熱中症予防情報サイト(環境省)



環境省の熱中症特別警戒アラートは前日の14時に、熱中症警戒アラートは前日の17時及び当日の5時に発表されます。

### ◎ 東京都熱中症対策ポータル(東京都環境局)



東京都の暑さ情報は、前日の16時及び当日の10時に発表されます。